

津市母子保健推進員設置要綱

平成18年1月1日訓第139号

改正 平成26年10月31日訓第91号

令和7年3月19日訓第12号

(設置)

第1条 本市が行う母子保健事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、津市母子保健推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健事業の啓発に関すること。
- (2) 母子保健事業への参加の推進に関すること。
- (3) 妊産婦及び乳幼児の健康に関する問題点等の把握に関すること。
- (4) 地域における母子保健活動の実施に関すること。
- (5) 母子保健事業に係る研修会等に参加すること。
- (6) その他母子保健事業の推進に関すること。

(定数)

第3条 推進員の定数は、70人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを増減することができる。

(依頼)

第4条 推進員は、母子保健に熱意があり市が適任と認めた者のうちから、市長が母子保健推進員依頼書（第1号様式）により依頼する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(身分証明書)

第6条 市長は、第4条の規定により推進員として依頼したときは、身分証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 推進員は、その職務を行う際は、身分証明書を携行しなければならない。

(報告)

第7条 推進員は、その職務を行ったときは、速やかにその内容について母子保健推進員活動実施報告書により市長に報告しなければならない。

(解職)

第8条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、当該推進員の職を解くことができる。

- (1) 推進員が辞退を申し出たとき。
- (2) その職務の遂行に支障があるとき。
- (3) 推進員としてふさわしくないと認めるとき。

(秘密保持義務)

第9条 推進員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、母子保健推進員活動実施報告書の様式その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓の施行後最初に依頼する推進員の任期については、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成26年10月31日訓第91号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日訓第12号)

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

母子保健推進員依頼書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

次のとおり津市母子保健推進員として推進活動を依頼します。

依頼期間	年	月	日から
	年	月	日まで

第2号様式（第6条関係）

（表）

	身 分 証 明 書	
写真 (2.5cm×2.0cm)	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	交付年月日	年 月 日
	任 期	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、津市母子保健推進員であることを証明する。		
第 号	津市長	(氏 名) 印

（裏）

注 意 事 項
1 本証は、津市母子保健推進員の職務を行うときは、常に携帯すること。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 記載事項に変更の生じたときは、直ちに届け出ること。
4 本証を紛失したとき等は、直ちに届け出て再交付を受けること。
5 本証は、辞任等により不要になったときは、必ず返還すること。